

新座市みどりの基本計画アクションプラン 第1期（素案）
への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆意見募集期間：令和5年11月15日（水）～令和5年12月6日（水）

◆提出者数・意見数：2人・8件

◆提出された意見と意見に対する市の考え方

- ◎：意見のとおり素案を修正したもの
- ：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの
- △：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの
- －：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方	市の方針
1	P 7 第2章 アクションプランにおける各種事業 2-3 新たな事業・制度など、今後検討すべきもの 6 市街化区域にあるみどりの保全	概要には生産緑地や特定生産緑地の指定により保全していく、緑地保全施策や制度の活用とあるが、公園として買上げたりして緑を保全するということか。	市では、一定の要件において生産緑地地区の追加指定（既に生産緑地に指定されている地区に追加する形での指定）を実施しておりますが、今後検討すべきものとして、生産緑地地区の新規指定（単独農地の指定）の導入について検討が必要であると考えております。また、農地に限らず、市街化区域にある防災機能を持つみどり（屋敷林、生け垣、庭の植栽や施設内の緑なども含む）の保全策や制度の活用も検討していく必要があると考えます。こちらの項目は、「新座市みどりの基本計画 64ページ（6）都市の安全性の確保 ①防災機能を持つみどりの保全」と繋がっておりますが、繋がりが分かりづらいため、事業名等の表現を修正します。	○
2	P 7 第2章 アクションプランにおける各種事業 2-3 新たな事業・制度など、今後検討すべきもの 7 みどりのオープンスペースの確保 防災拠点・避難場所としての機能整備	生産緑地や特定生産緑地を指定することで、みどりのオープンスペースが確保できるのか。私の中では生産緑地と言ってもほとんどは土ばかりで緑とは程遠いような気がする。	生産緑地制度は、市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る制度です。これまで「宅地化すべきもの」であった都市農地の位置付けが、都市に「あるべきもの」へと大きく転換したことを受け、平成29年6月から「緑地」の定義に農地が含まれることが都市緑地法に明記されました。市では、生産緑地地区に指定される農地の面積要件を300㎡以上としておりますので、一定規模のオープンスペースが確保できると考えております。なお、都市計画運用指針（国土交通省策定）において、何らかの理由により一時的に耕作されていない状態のいわゆる休耕地であっても、容易に耕作の用に供することができるようなものであれば、「農地等」に含まれるとされております。	－
3	P 7 第2章 アクションプランにおける各種事業 2-3 新たな事業・制度など、今後検討すべきもの 15 住区基幹公園などの整備 16 広域避難地としての公園の整備 17 公園の計画的なリニューアル	早急に検討、実施すべきと思う。具体的にイメージ図などを付けくわえたらこんな公園になるんだと分かり易いと思う。	公園の整備・リニューアルについては、順次進めてまいります。頂いた御意見は、公園の整備・リニューアルを進めるに当たっての参考とさせていただきます。	△
4	P 3 第2章 アクションプランにおける各種事業 2-1 事業・制度として既に実施中等のもの 6 新座市グリーンサポーター 新座市みどりの保全巡視員	活動地域が限定されすぎていて、自分が保全が必要と考える地域で活動したい人の意欲をくみ上げられないと感じています。活動として任されている範囲が狭く、保全の知識を持っている人たちの力が十分生かされていないように感じます。市の仕事のお手伝いの位置づけのボランティアではなく、より主体的に自分たちが望む地域で、その地域の特性に合った保全活動ができるようにグリーンサポーターやみどりの保全巡視員の位置づけ、支援体制を見直していただきたいです。その場合、雑木林の保全方法の講習会、どう対応すべきか悩むような時の、専門家のアドバイザー（囑託でもアルバイトでも）と契約する等、保全活動の質的レベルアップが図れる支援体制を検討していただきたいです。	新座市グリーンサポーターにつきましては、郷土意識の醸成、生涯学習の充実といった側面からも雑木林の管理・活用を足場としたパートナーシップの制度化を目的として平成14年（2002年）に設立されました。現在、市が管理している9か所の雑木林等において、月3から4回の頻度で活動しております。新座市緑の保全巡視員につきましては、緑地内の動植物の持ち出し、植物の採掘、ごみ等の不法投棄等を防止し、市民一体となって緑地を保全するため、平成17年（2005年）に設立されました。現在、野寺カタクリ山（野寺三丁目保全緑地）及び妙音沢特別緑地保全地区において、随時活動しております。新座市グリーンサポーター及び新座市みどりの保全巡視員による雑木林の維持管理活動について、活動場所の拡大や活動内容の見直し等、活動の更なる充実化を進めてまいります。頂いた御意見は、雑木林の維持管理活動や支援体制を検討するに当たっての参考とさせていただきます。	△

新座市みどりの基本計画アクションプラン 第1期（素案）
への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

- ◆ 意見募集期間：令和5年11月15日（水）～令和5年12月6日（水）
- ◆ 提出者数・意見数：2人・8件
- ◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方
 - ◎：意見のとおり素案を修正したもの
 - ：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの
 - △：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの
 - ー：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

5	P4 第2章 アクションプランにおける各種事業 2-1 事業・制度として既に実施中等のもの 17 市民参加による保全活動の実施・支援	緑地の保全作業は市民の手によって行われるのが望ましいと考えています。日頃から様子を見て、どの部分を刈り込む必要があるか、花が咲いている、或いはもうじき咲く植物は残す、といった見極めをしながら手入れをする事で、在来の生態系をより良い状態で保全でき、かつ利用する人にも魅力的で良好な環境が提供できます。余談ですが野火止緑道ではこの春咲く前のオオアラセイトウ（シヨカツサイ）や、咲いていた盛りのキンラン・ギンランが刈り取られてしまうなど、少々寂しい春になってしまいました。管理上の都合で時期を決め、1平米いくらで業者さんに発注する下草刈りでは、「保全」はできないと考えます。	市民一人ひとりが「みどりは市民の共有財産」という意識を持ち、地域に存在する様々な主体が連携してみどりを守り育てていくことが目指すべき理想と考えております。頂いた御意見は、市民参加による保全活動を検討するに当たっての参考とさせていただきます。	△
6	P5 第2章 アクションプランにおける各種事業 2-1 事業・制度として既に実施中等のもの 38 市民ボランティア活動の推進と支援体制づくり	近隣自治体では NPO などが主体となって市民に呼び掛けての下草刈りや雑木林の手入れが行われているようです。そうした事例からも、ボランティア団体に加入していなくても、もっと気軽に単発で参加できる「サポーター」のような位置づけの市民を増やすことを検討していただきたいです。妙音沢（みどりと公園課）や野火止緑道（シティブロモーション課）でも一般参加の清掃活動は行われていますが、1年に1回の「行事」では認知されにくいと感じます。土日祝日開催は市の職員の方の負担が大きく回数を増やしていくかと思いますが、ボランティアを主体にする等、運営方法を工夫することも検討してよいのでは。作業する中で環境保全に関するレクチャーも聞けるなど、参加意欲を高める内容があるとよいと思います。	妙音沢特別緑地保全地区では、市民・企業・行政が一体となって「妙音沢緑地クリーンアップ作戦（緑地内の大掃除）」を実施しており、平成16年から現在まで合計15回開催し、延べ2,026名の方に御参加いただきました。令和5年度につきましても、4年振りの開催にもかかわらず79名の方に御参加いただきました。頂いた御意見は、市民ボランティア活動や支援方法等を検討するに当たっての参考とさせていただきます。	△
7	P7 第2章 アクションプランにおける各種事業 2-3 新たな事業・制度など、今後検討すべきもの 1 現況の把握及び維持管理方法の仕組みづくり 管理に伴い生じた剪定枝や伐採木の2次利用方法を検討していく	新座市のシンボルである雑木林のクヌギやコナラは元々燃料として利用するために育てられてきたものです。新座市はSDGsを推進しているので、是非剪定枝や伐採木のペレット化やペレットストーブの利用を促進する取り組みを検討していただきたいです。また炭として市内飲食店で使ってもらえる事ではないかと思えます。利益が出てそれを雑木林の保全のために使えれば望ましいのですが、それが無理でも新座市のSDGsの象徴にはなるのではないのでしょうか。	現在、新座市グリーンサポーター活動において、チップパー（枯枝粉砕機）を活用して枯枝等からウッドチップを作り、管理緑地の園路に散布する作業を実施しております。頂いた御意見は、剪定枝や伐採木の2次利用方法を検討するに当たっての参考とさせていただきます。	△
8	P7 第2章 アクションプランにおける各種事業 2-3 新たな事業・制度など、今後検討すべきもの 3 新座市緑化推進協議会から「保全すべき緑地」として答申を受けた緑地の保全 保全策が講じられていない「保全すべき緑地」について、調査を行い、活用可能な保全策を検討する	具体的にどの地域が候補となっているか、公開されているのでしょうか。候補地の選定はどのように行っているのでしょうか。例えば野火止緑道は道路課の管理であり、天然記念物の平林寺の境内林と同じような貴重な植生が見られます。周辺の雑木林も保全林に指定されています。その自然豊かな環境を楽しむことを目的とする散策者が多いという点では公園に近い機能を持っています。にもかかわらず緑地としての保全への取り組みは中途半端なように見受けられ、ボランティアで手入れをしたいと思ってもどこに掛け合ってよいのかもまだ曖昧です。是非保全すべき緑地としていただきたいです。	市議会議員、学識経験者、市民、市職員から構成される新座市緑化推進協議会から「保全すべき緑地」として答申を受けた緑地につきましては、令和5年（2023年）3月に策定しました「新座市みどりの基本計画」56ページに掲載しており、市ホームページにて公開しております。選定に当たっては、現地確認及び航空写真等の資料により調査を実施し、歴史、景観、文化、環境面と地域条件を考慮したとされており、頂いた御意見は、今後の緑地保全業務の参考とさせていただきます。	△